



山県市特定河川流域における生活 環境・自然環境保全条例 逐条解説



令和8年●月
山県市



目 次

はじめに	3
前 文	4
第1条 目的	5
第2条 定義	6
第3条 基本姿勢	8
第4条 市の責務	9
第5条 市民等の責務	10
第6条 環境保全区域の指定	12
第7条 行為の禁止	16
第8条 勧告	16
第9条 過料	16
第10条 委任	17
附 則	18
参考資料	20
1. 山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例（全文）	20
2. 山県市環境基本条例	22
3. 山県市環境保全条例	22

はじめに

○ 山県市条例とは…

山県市の自治権に基づき、山県市議会の議決によって定められる自主法です。

日本国憲法（抄）

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方自治法（抄）

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

近年、円原川等への来訪者が増加してきており、関係人口等の増加を目指している山県市にとっては良いことではあります。他方、マナーを守られない来訪者が増加してきているのも事実です。特に夏場においては、河川敷等における「ごみの投棄・散乱」「騒音・悪臭の発生・拡散」「迷惑駐車の増加」など、近隣に住む市民生活の平穏を脅かすような事態ともなってきています。

そもそも河川は、みんなのものである公共用物ですので、一般的な使用方法であれば河川管理者の許可等を受けることなく、誰でも自由に使用することができます。そのため、河川敷でバーベキューをすること自体が河川法違反になるものではありません。しかし、河川敷はバーベキューをするための場所ではありません。我々には、豊かな自然環境を次世代へ引き継いでいく責務があります。この条例により、自然環境の保全を図るとともに、当該流域における市民の平穏な生活環境を守っていくことが必要です。

河川法（抄）

（河川管理の原則等）

第二条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 略

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、山県市内の武儀川、神崎川、伊往戸川及び円原川流域（以下「特定河川流域」という。）に居住する市民の平穏な生活にとって、特に迷惑となる行為の規制に関し必要な事項を定めることにより、当該市民の良好な生活環境及び豊かな自然環境の保全を図ることを目的とする。

【解説】

この条例が達成しようとする「目的」の規定です。その目的は、山県市内の武儀川、神崎川、伊往戸川及び円原川流域に居住する市民の良好な生活環境を確保するとともに、豊かな自然環境の保全を図ろうとすることにあります。そのため、当該流域における市民の平穏な生活にとって、特に迷惑となる行為の規制に関し必要な事項を定めようとするものです。

水系関係図

一級河川 木曽川水系

長良川 ⇒ 武儀川 ⇒ 神崎川 ⇒ 伊往戸川 • 円原川

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 河川敷 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域内の土地及びそれに相当する山県市法定外公共物の管理条例第2条第2号に定める河川内の土地をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する個人並びに市内で活動する個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) バーベキュー等 火気を用いて食品を調理する行為をいう。
- (4) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。

【解説】

この条例で使われている用語のうち、多義的な意味を持ち得る用語について、その認識を共通化するため、特別な定めがない場合における意味を明確化しています。

○「河川敷」について

河川敷については、一級河川である武儀川、神崎川、伊往戸川については河川法第6条第1項に規定する河川区域内の土地を指し、山県市法定外公共物の管理条例第2条第2号に定める河川（普通河川）である円原川、武儀川と神崎川の一部については、河川法第6条第1項に規定する河川区域に相当する土地としています。

河川法（抄）

（河川区域）

第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2～6 略

山県市法定外公共物の管理条例

（定義）

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、次に掲げるもので、本市が所有しているものをいう。

（1） 略

（2） 河川法（昭和39年法律第167号）を適用又は準用しない河川及び公共の用に供せられる溝きよ、水路、湖沼、ため池等並びにこれらの附属物

○「市民等」について

市民等の範囲については、山県市に住民票の登録がある方に限らず、市外からの観光者や買い物・通院者等の市内一時滞在者、市内に不動産を所有している方、市に納税義務を負う方、移住予定者又は過去に住んでいた方など幅広い概念が存在しますが、この条例では、より多くの人々に関わっていただくよう広く定義することを基本としています。

○「バーベキュー等」について

厳密には「バーベキュー」という行為に該当しなくても、火気を用いて食品を調理する行為を「バーベキュー等」と定義しています。ですので、飲食 자체を含むわけではありませんし、火気を用いない調理については含まないこととなります。しかしながら、河川敷の豊かな自然環境の保全と河川敷周辺の安全で快適な生活環境の確保を目的としていますので、これを逸脱するような行為は厳に慎まれるべきことは言うまでもありません。

○「花火」について

花火は取り扱い方によっては、他人にケガをさせたり火災の原因ともなり、周りの人に多大な迷惑をかけてしまう可能性があります。特に河川敷のような誰でもが立ち入りできる場所での使用は、より大きな危険性を孕んでいると言えます。

また、夜間における大きな音が出る花火やそれに伴う大きな歓声は、地域の方の安眠妨害となり、生活を脅かす行為であると言えます。

火薬類取締法（抄）

（定義）

第二条 略

2 この法律において「がん具煙火」とは、がん具として用いられる煙火その他のこれに類する煙火であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

火薬類取締法施行規則（抄）

第一条の五 法第二条第二項に規定するがん具煙火は、次の各号に掲げるものとする。

一 がん具として用いられる煙火

イ 炎、火の粉又は火花を出すことを主とするもの

- (1) 吹出し、スマートローチ、噴火山その他の筒物、すすきその他柄付きの筒物又は球物であつて、火薬十五グラム以下のもの
- (2) 朝顔その他の炎を出す柄付きのより物であつて、火薬十グラム以下のもの
- (3) 銀波その他のひも付きのより物であつて、火薬十グラム以下のもの
- (4) スパークラーその他の光輝のある火の粉を出す柄付きのねり物であつて、火薬が露出しているもののうち、火薬十グラム（鉄粉を三十パーセント以上含んでいるものにあつては、火薬十五グラム）以下のもの
- (5) サーチライト、コメットその他の柄付きのねり物であつて、紙に包まれたもののうち、火薬十グラム以下のもの
- (6) 線香花火その他の火花を出す柄付きのより物又は火薬が露出しているねり物であつて、火薬〇・五グラム以下のもの

ロ 回転することを主とするもの

- (1) ピンホイールその他の円盤の周囲に火薬を紙で包んだ管を巻き付けたものであつて、火薬四グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬三・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの
- (2) サキソソその他の筒又は板の端に筒物を装着したものであつて、火薬四グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬三・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの
- (3) ヨーヨーその他の円盤又は板に輪形のより物をはり付けたものであつて、火薬一グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬〇・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの

ハ 走行することを主とするもの

- (1) 金魚その他の水上を走行する筒物であつて、火薬二グラム以下のもの
- (2) 小笛その他の笛音を出す筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）一・五グラム以下のもの
- (3) ケーブルカーその他の糸を通す筒等を装着した筒物であつて、火薬一・五グラム以下のもの
- (4) 花車その他の紡錘形又は輪形のより物であつて、火薬一グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬〇・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの
- (5) 爆龍その他の火薬を紙で包んで折りたたんだものであつて、火薬一グラム以下のもの

ニ 飛しようすることを主とするもの

- (1) 笛口ケットその他の笛音を出す尾つきの筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）ニグラム以下のもの
- (2) 流星その他の尾付きの筒物であつて、火薬二グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬一・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・三グラム（硫化ひ素を含むものにあつては、爆薬〇・一グラム）以下のもの

(3) 人工衛星その他の板に筒物を装着し、回転上昇するものであつて、火薬一・五グラム以下のもの

ホ 打ち揚げることを主とするもの

(1) 乱玉その他の星を打ち揚げる筒物であつて、単発式のもののうち、火薬十グラム以下のもの又は筒の内径が一センチメートル以下の連発式のもののうち、火薬十五グラム以下のもの

(2) パラシュー^トその他の内筒に入れた放出物を打ち揚げる筒物であつて、火薬十グラム以下のもの

ヘ 爆発音を出すことを主とするもの

(1) スモーククラッカーであつて、火薬一グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）及びファイヤークラッckerその他点火によつて爆発音を出す筒物（スモーククラッckerを除く。）であつて、その筒の外径が四ミリメートル以下のもののうち、火薬一グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇五グラム以下のもの（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）

(2) クラッカーボールであつて、直径一センチメートル以下、重量一グラム以下のもののうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇ハグラム以下のもの

(3) クリスマスクラッckerその他摩擦によつて爆発音を出す小形の筒物を内部に装着し、その爆発により軽量の紙テープ等を放出するものであつて、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇五グラム以下のもの

(4) 平玉であつて、その一粒が直径四・五ミリメートル以下、高さ一ミリメートル以下のもののうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇一グラム以下のもの及び巻玉であつて、その一粒が直径三・五ミリメートル以下、高さ〇・七ミリメートル以下のもののうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇〇四グラム以下のもの

(5) 爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物であつて筒の外径が四ミリメートル以下のものを連結したもののうち、その本数が二十本以下のものに限る。）であつて、一本が火薬一グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇五グラム以下のもの

ト 煙を出すことを主とするもの

煙幕その他の筒物又は球物であつて、火薬十五グラム以下のもの

チ その他 ヘビ玉であつて、火薬五グラム以下のもの

二 削除

三 始発筒であつて、火薬十五グラム以下のもの

四 火災警報用又は盜難防止用として用いられる煙火であつて、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一ハグラム以下のもの

五 気密試験用として用いられる発煙火工品であつて、火薬十五グラム以下のもの

六 経済産業大臣が告示で定める緊急保安炎筒であつて、火薬百五十グラム以下のもの

七 経済産業大臣が告示で定める模型ロケットに用いられる噴射推進器（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）であつて、火薬二十グラム以下のもの

八 前号に定める模型ロケットに用いられる点火具であつて、火薬〇・一グラム以下のもののうち、経済産業大臣が告示で定めるもの

九 経済産業大臣が告示で定める内容物盗用防止装置付きかばんに用いられる発煙火工品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）であつて、火薬百二十五グラム以下のもの

第3条 基本姿勢

(基本姿勢)

第3条 市及び市民等は、河川敷の豊かな自然環境の保全と河川敷周辺の安全で快適な生活環境の確保を推進するものとする。

【解説】

第1条の目的を達成するために、市及び市民等の取り組むべき基本的な姿勢を規定しているものです。

第4条 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、河川敷の豊かな自然環境の保全と河川敷周辺の安全で快適な生活環境の確保のために、必要な施策を実施するものとする。

【解説】

第1条の目的を達成するために、市が果たすべき責務を規定したものです。本市の豊かな自然を守り、市民や事業者が適切に河川環境を保全することができるよう、必要な施策を策定し、これを実施していくことを定めています。

第5条 市民等の責務

(市民等の責務)

第5条 市民等は、河川敷の豊かな自然環境の保全と河川敷周辺の安全で快適な生活環境づくりに努め、市の施策に協力しなければならない。

【解説】

第1条の目的を達成するために、市民等が果たすべき責務を規定したものです。本市の豊かな自然を守り、市民や事業者が適切に河川環境を保全することができるよう、市の施策に協力しなければならないことを規定しています。

第6条 環境保全区域の指定

(環境保全区域の指定)

- 第6条 市長は、特定河川流域の自然環境及び生活環境を特に保全する必要があると認めるときは、河川敷の一定区域を山県市環境保全区域（以下「環境保全区域」という。）に指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により指定した区域を変更する必要があると認めるときは、当該区域を変更することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による指定を存続させる必要がないと認めるときは、当該指定を解除することができる。
- 4 市長は、前3項の規定により環境保全区域を指定若しくは変更又は指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

【解説】

市長は、特定河川流域の自然環境及び生活環境を特に保全する必要があると認める区域を「山県市環境保全区域」として指定（第1項）できることを規定しています。その場合は、土地管理者、関係土地所有者、地元自治会、漁業協同組合、関係事業者等の意見も聞くように配慮する予定です。そして、当該区域周辺等の状況変化により必要と考えられるときは、その区域の指定の変更（第2項）や解除（第3項）できることも規定しています。こうした行為の際には、その旨の告示（第4項）が必要であることを規定しています。その場合は、なるべく広く伝わるように、多言語化対応の検討、様々な発信手段を駆使する検討、そして可能であれば猶予期間を設けることなどの検討も必要と考えています。

第7条 行為の禁止

(行為の禁止)

- 第7条 何人も、前条第1項の規定により指定された環境保全区域において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (1) バーベキュー等
- (2) 花火
- (3) その他市長がこの条例の目的達成のために禁止すべきと認める行為

【解説】

これまでに、山県市内の武儀川、神崎川、伊往戸川及び円原川流域（特定河川流域）に

居住する市民の平穏な生活にとって、特に迷惑となった事象は「ごみの投棄・散乱」「騒音・悪臭の発生・拡散」「不法駐車」などです。これらの主たる要因と考えられる「バーベキュー等」と「花火」を列記しているとともに、本条例の目的達成のために禁止すべきと市長が認める行為についても禁止することを規定しています。

ただし、「バーベキュー等」や「花火」の行為であっても、ごみの回収や騒音・悪臭対策・迷惑駐車等が発生しないと市長が認める場合には、必ずしも禁止とはならないこともあります。その場合は、そうした行為の着手前に市長に確認しておく必要があります。なお、必ず1行為ごとに確認しなければならないわけではなく、経常的に認めることもあり得ます。

第8条 勧告

(勧告)

第8条 市長は、環境保全区域において前条各号に掲げる行為をする者に対し、その行為の中止を勧告することができる。

【解説】

市長は、環境保全区域において、バーベキュー等や花火などを行う者に対し、その行為の中止を勧告することができる規定です。この勧告とは、行政手続法（平成五年法律第十八号）第2条に規定する行政指導の一種の勧告と同義です。なお、勧告は書面によらなければならぬわけではなく、口頭による勧告もあり得ます。ただし、複数回にわたりそうな勧告の場合には、書面によることが望ましいものとも考えられます。

行政手続法（抄）

（定義）

第二条 略

一～五 略

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

七・八 略

第9条 過料

(過料)

第9条 前条に規定する勧告に従わない者は、2万円以下の過料に処する。

【解説】

前条の勧告に従わない場合、2万円以下の過料に処することができるという規定です。なお、行政罰である「過料」であって、刑罰である「罰金」ではありません。ただし、不法投棄等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）や河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）において、刑罰規定が設けられています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第二十五条 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十三 略

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

十五～・十六 略

2 略

河川法施行令（抄）

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 略

二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。）に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

三 略

2 略

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川区域内の土地に同項第二号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置したとき。

三 略

山県市法定外公共物の管理条例（抄）

（行為の禁止）

第3条 何人も法定外公共物に関し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 略
- (2) 法定外公共物に土石、砂れき、じんかい、竹木、汚物、毒物その他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。
- (3) 略

（監督処分）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、占使用等の許可等を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、工作物の操作について必要な措置をすることを命じ、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他の施設の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の施設により生ずべき損害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をすること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) 略
- (3) 略

2 略

第10条 委 任

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

「市長が別に定める」ものとしては、「規則」のほか、「要綱」「要領」などがあり、山県市公文書規程（平成15年訓令甲第1号）により、告示・公告・訓令甲・訓令乙・内訓等で発令することとなっています。

山県市公文書規程

(文書の種類)

第7条 略

- (1) 令達文書
- (2) 往復文書
- (3) 前2号以外の文書

2 令達文書は、次のとおりとする。

- (1) 条例 地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第1項の規定により制定するもの
- (2) 地方自治法第15条第1項の規定により制定するもの
- (3) 告示 法令の規定により、又は行政処分で一般に告知するもの
- (4) 公告 告示以外の文書で一般に公表を要すると認められるもの
- (5) 訓令甲 庁中又は出先機関に対する命令で一般に知らせる必要のあるもの
- (6) 訓令乙 庁中又は出先機関に対する命令で一般に知らせる必要のないもの
- (7) 内訓 庁中又は出先機関に対する命令で機密に属するもの
- (8) 達 特定の個人又は団体に対して指示命令するもの
- (9) 指令 申請、問い合わせ等に対して指示命令するもの

附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例の効力が発動する日が定められています。なお、条例の内容とし、市民の権利を制限したり、市民に義務を課したりして、罰則等を定める場合には、公布日と施行日をずらし、一定の周知期間を設けることもあります。

しかし、この条例は、そうした規制内容ではなく、地域で支え合い、誰もが安心して暮らすことができる地域を目指していくための考え方が定められているものです。また、関係団体等とは素案について議論も行っており、パブリックコメントも実施していることから、制定後、更に一定期間を置く必要がないものとして、施行日は公布日としています。

なお、地方自治法第16条第1項により、議会の議長は、条例制定の議決があったときは、3日以内に市長に送付することとなっています。また、同条第2項により、市長は、送付を受けてから20日以内に公布しなければならないこととなっています。この条例は、令和●年●月●日に議決され、令和●年●月●日に公布となりましたので、令和●年●月●日からの施行となっています。

ちなみに、「公布」の方法は、山県市公告式条例（平成15年山県市条例第3号）第2条第1項に基づき市長が署名し、同条第2項に基づく別表による「市役所前掲示場」「伊自良支所前掲示場」「美山支所前掲示場」の3箇所に掲示することとなっています。

地方自治法

第十六条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

- 2** 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。
- 3** 条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。
- 4** 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 5** 前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

山県市公告式条例

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。

- 2** 条例の公布は、別表の掲示場に掲示することにより行うものとする。

別表（第2条関係）

山県市役所前掲示場 山県市伊自良支所前掲示場 山県市美山支所前掲示場

参考資料

山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例

(目的)

第1条 この条例は、山県市内の武儀川、神崎川、伊往戸川及び円原川流域（以下「特定河川流域」という。）に居住する市民の平穏な生活にとって、特に迷惑となる行為の規制に関し必要な事項を定めることにより、当該市民の良好な生活環境及び豊かな自然環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 河川敷 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域内の土地及びそれに相当する山県市法定外公共物の管理条例第2条第2号に定める河川内の土地をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する個人並びに市内で活動する個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) バーベキュー等 火気を用いて食品を調理する行為をいう。
- (4) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。

(基本姿勢)

第3条 市及び市民等は、河川敷の豊かな自然環境の保全と河川敷周辺の安全で快適な生活環境の確保を推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、河川敷の豊かな自然環境の保全と河川敷周辺の安全で快適な生活環境の確保のために、必要な施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、河川敷の豊かな自然環境の保全と河川敷周辺の安全で快適な生活環境づくりに努め、市の施策に協力しなければならない。

(環境保全区域の指定)

第6条 市長は、特定河川流域の生活環境及び自然環境を特に保全する必要があると認めるときは、河川敷の一定区域を山県市環境保全区域（以下「環境保全区域」という。）に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定した区域を変更する必要があると認めるときは、当該区域を変更することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による指定を存続させる必要がないと認めるときは、当該指定を解除することができる。
- 4 市長は、前3項の規定により環境保全区域を指定若しくは変更又は指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(行為の禁止)

第7条 何人も、前条第1項の規定により指定された環境保全区域において、次に掲げる

行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) バーベキュー等

(2) 花火

(3) その他市長がこの条例の目的達成のために禁止すべきと認める行為

(勧告)

第8条 市長は、環境保全区域において前条各号に掲げる行為をする者に対し、その行為の中止を勧告することができる。

(過料)

第9条 前条に規定する勧告に従わない者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山県市環境基本条例（平成15年山県市条例第102号）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創出（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等を行う上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全等を行うまでの支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人類の存続の基盤である限りある環境が人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにはかんがみ、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって継承されるよう積極的に推進しなければならない。

2 環境の保全等は、すべての事業者及び市民がすべての事業活動及び日常生活を行うに当たって環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、積極的に推進しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- (1) 公害及び災害の防止、廃棄物の削減、廃棄物の適正処分及び再利用、省資源、省エネルギー、交通体系の確立、居住環境の整備、秩序ある土地利用、歴史的及び文化的資産の保存、景観の保全等生活環境に関すること。
- (2) 森林の保全及び活用、河川の浄化、緑化の推進、自然景観の形成、自然保護等自然環境に関すること。
- (3) 地域社会の融和、伝統的文化の保存及び創造、健全な青少年の育成等社会環境に関すること。
- (4) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護、野生生物の保護管理等地球環境保全に関すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、環境の保全等に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料等を使用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ山県市環境審議会設置条例（平成15年山県市条例第101号）に規定する山県市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更についてもこれを準用する。

(環境への配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全等に配慮しなければならない。

(推進体制)

第9条 市は、環境施策を実効的かつ総合的に推進するため、体制を整備、充実するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が、環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者が自ら活動を行う意欲が増進されるようするため、教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の推進)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等のための自主的活動に対し、支援、助言等を行うことができる。

(環境情報の提供)

第12条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに活動の促進に資するため、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市の指導等)

第13条 市は、環境の保全等を図るため必要と認めるときは、市民、事業者等に対し、支援、指導、勧告、助言等を行うことができる。

(国、県、他の市町村、国際機関等との協力)

第14条 市は、必要があると認められるときは、国、県、他の市町村、国際機関等（以下「国等」という。）と協力して施策を推進するとともに、国等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（環境影響評価）

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

山県市環境保全条例（平成15年山県市条例第103号）

目次

第1章 総則

- 第1節 通則（第1条・第2条）
- 第2節 市長の責務（第3条—第5条）
- 第3節 事業者の責務（第6条—第9条）
- 第4節 市民等の責務（第10条—第12条）
- 第5節 環境保全監視員（第13条—第18条）

第2章 自然環境の保全

- 第1節 保護動植物及び保護区域の指定（第19条—第24条）

第3章 生活環境の保全

- 第1節 公共の場所の清潔保持等（第25条—第29条）
- 第2節 空き地の適正な管理（第30条・第31条）
- 第3節 公害の防止（第32条—第40条）
- 第4節 地下水の保全（第41条—第52条）
- 第5節 水道水源の保護（第53条）
- 第6節 放置車両の措置（第54条—第64条）
- 第7節 自動車等のたい積保管の規制（第65条—第79条）
- 第8節 愛がん動物の管理（第80条—第82条）

第4章 雜則（第83条—第86条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、市民の自然を愛する心、祖先から受け継いだ美しい環境を守る心を育み、豊かな緑と、清らかな水に恵まれた国土を保全し、すべての市民が、健康で文化的な生活が営めるよう、環境の保全に関する基本的な事項を定めることによって、市長及び市民並びに事業者の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）良好な環境 市民が、健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境及び景観をいう。
- （2）生活環境 人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものをいう。
- （3）自然環境 自然の生態系を構成する土地、大気、水及び動植物をいう。
- （4）事業者 市の区域内で行う事業について、自ら施行する者又は契約により施行を注文する者及び当該事業について契約により施行を請け負うすべての者をいう。
- （5）市民等 市民、旅行者その他の滞在者をいう。
- （6）公共の場所 道路、公園、広場、河川その他公共の利用に供されている場所をいう。

- (7) 空き缶等 空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料の空き容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、紙くずその他散乱性の高いごみ等に類する物をいう。
- (8) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (9) 空き地 現に居住の用その他特定の目的のために利用されていない土地又は人が使用していても相当の空間部分を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。
- (10) 公害 事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (11) 地下水 井戸により採取する水をいう。
- (12) 水道水源 市民が生活に必要とし、使用する水道の水源地をいう。
- (13) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（機能の一部又は全部を失った状態のものを含む。）をいう。
- (14) 自動車 法第2条第1項第9号に規定する自動車（機能の一部又は全部を失った状態のものを含む。）をいう。
- (15) 車両 自転車、自動車、法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（機能の一部又は全部を失った状態のものを含む。）及び同項第11号の3に規定する移動用小型車（機能の一部又は全部を失った状態のものを含む。）をいう。
- (16) 放置車両 車両で、公共の場所（山県市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成15年山県市条例第130号）に規定する山県市自転車等駐車場を除く。）に適当な権限なく相当の期間にわたり置かれているものをいう。
- (17) 愛がん動物 犬猫その他ペットとして飼育する動物をいう。
- (18) 飼い主 愛がん動物の所有権を有する者又はそれ以外の者で、これを飼育し、又は管理するものをいう。

第2節 市長の責務

(市長の基本的責務)

第3条 市長は、市民の健康で快適な生活を確保するため、良好な環境の確保と形成に関する基本的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市長は、前項の事務を処理するに当たっては、総合的な行政の運営を図らなければならない。

(環境施設の整備)

第4条 市長は、良好な環境を確保するため、道路、公園、緑地、下水道その他の環境施設の整備に努めなければならない。

(市民意識の啓発)

第5条 市長は、環境に関する知識の普及を図り、良好な環境づくりに関する市民の意識を高めるための措置を講じなければならない。

第3節 事業者の責務

(事業者の基本的責務)

第6条 事業者は、その事業活動によって環境を害しないよう、この条例の定めるところにより、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

(協力義務)

第7条 事業者は、市長その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(従業者への指導)

第8条 事業者は、従業者に対し、良好な環境を確保するための法令及び市長その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策について、その指導に努めなければならない。

(苦情又は紛争の解決)

第9条 事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業にかかる苦情又は紛争が生じたときは、自らの責任と負担において、誠意をもって解決に当たらなければならない。

第4節 市民等の責務

(市民等の基本的責務)

第10条 市民等は、常に良好な環境の確保に努めなければならない。

(土地、建物等の清潔保持)

第11条 市民等は、その占有し、又は管理する土地、建物及びその周辺を清潔に保ち、相互に協力して、地域の良好な環境を確保するよう努めなければならない。

2 市内に土地又は建物を所有する者は、地域住民に協力して、良好な環境の確保に努めなければならない。

(協力義務)

第12条 市民等は、市長その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第5節 環境保全監視員

(設置)

第13条 市長は、山県市内の環境美化を図り、快適な生活環境を守るため環境保全監視員を置くことができる。

2 環境保全監視員の運用等については、規則で定める。

第14条から第18条まで 削除

第2章 自然環境の保全

第1節 保護動植物及び保護区域の指定

(保護動植物)

第19条 市長は、良好な自然環境を確保するため必要があると認めるときは、保護すべき動植物（動物の卵及び植物の種子を含む。以下「保護動植物」という。）及び保護すべき区域（以下「保護区域」という。）の指定をすることができる。

2 市長は、前項に規定する保護動植物及び保護区域を指定しようとするときは、あらかじめ、山県市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、保護区域に指定しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者又は管理者の同意を得なければならない。

4 市長は、保護動植物及び保護区域の指定をしたときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。

(標識の設置)

第20条 市長は、保護動植物及び保護区域を指定したときは、保護区域内にその旨を表示した標識を設置しなければならない。

2 前項の規定による当該土地の所有者又は管理者は、標識の設置に協力するよう努めなければならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を汚損し、又は市長の承諾を受けないで移転し、若しくは除去してはならない。

(指定の解除)

第21条 市長は、公益上の理由又はその他特別な理由があるときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、保護動植物又は保護区域の指定を解除することができる。

2 市長は、前項の規定による指定の解除をしたときは、第19条第4項の規定を準用する。

(行為の制限)

第22条 何人も、市長が指定する保護動植物を、捕獲し、殺傷し、採取し、又は損傷してはならない。ただし、規則で定めるところにより市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(助成)

第23条 市長は、保護動植物について、その保護のため必要と認めるときは、保護区域内の土地の所有者又は管理者に対し、規則で定めるところにより助成することができる。

(損失の補償)

第24条 市長は、保護動植物又は保護区域の指定により、損失を受けた者に対して、通常生ずるべき損失を補償する。

2 前項の補償を受けようとする者は、市長にこれを請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、審議会に諮問し、補償する金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

第3章 生活環境の保全

第1節 公共の場所の清潔保持等

(公共の場所の清潔保持)

第25条 市民等は、公共の場所を汚損してはならない。

2 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等のごみを持ち帰り、又は回収容器に収納し、空き缶等の散乱防止に努めなければならない。

(公共の場所の管理者の義務)

第26条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持するため適正な管理をしなければならない。

(工事施行者の責務)

第27条 土木工事、建築工事その他の工事を行うものは、その工事の施行に際し、土砂、廃材、資材又は廃棄物等が公共の場所に飛散し、脱落し、流失し、又はたい積しないようこれらの物を適正に管理しなければならない。

(自動販売機所有者等の責務)

第28条 自動販売機の所有者又は管理者は、回収容器を自動販売機の周囲に設置しなければならない。

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、当該回収容器を適正に管理し、その周囲に空き缶等が散乱し公共の場所を汚損することのないよう努めなければならない。

(勧告)

第29条 市長は、第27条又は前条第1項の規定に違反して当該公共の場所の環境を害していると認められる者に対し、当該公共の場所の清掃又は回収容器の設置その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第2節 空き地の適正な管理

(空き地管理者等の責務)

第30条 空き地の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、当該空き地に雑草等が繁茂し、枯れ草が密集し、又は廃棄物が投棄されるなどの管理不良の状態により、近隣の生活環境を損なうことのないよう適正な管理をしなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第31条 市長は、空き地が管理不良の状態にあるとき、又は管理不良の状態になるおそれがあるときは、当該空き地の管理者等に対し、管理不良の状態の解消について必要な指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、空き地が管理不良の状態にあると認めるときは、当該空き地の管理者等に対し、管理不良の状態の解消について、雑草等の刈り取りその他必要な措置を勧告することができる。

第3節 公害の防止

(新設又は増設の協議)

第32条 工場、事業所（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設しようとする事業者は、公害の発生防止について、市長とあらかじめ協議しなければならない。

(公害防止協定)

第33条 事業者は、市長から公害の未然防止に関する協定の締結について申出を受けたときは、その申出に応じなければならない。

(公害防止計画の提出)

第34条 市長は、公害防止のため事業者に対し、規則で定めるところにより、公害防止に関する計画の提出を求めることができる。

(事故届等)

第35条 事業者は、事故により工場等から公害を発生させ、人の健康若しくは生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちに操業を中止し、又は短縮するなど応急の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 事故の発生年月日及び時間

(4) 事故の原因及び内容並びに被害防止の応急措置

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした事業者は、速やかに当該事故の再発防止の措置に関する計画を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により計画を提出した事業者は、その措置を完了した日から3日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項による届出を受理したときは、速やかにその措置について確認しなければならない。

(公害の防止措置)

第36条 市長は、公害を発生させ、又は発生させるおそれのある事業者に対し、その防止について必要がある場合には、関係機関の協力を得て適切な措置を講ずることができる。

(報告及び調査)

第37条 市長は、前条に規定する事業者に対し、施設の状況その他必要な事項の報告を求め、市長及びその所属職員又は市長が選任する専門委員に工場等に立ち入って、施設等その他の物件を調査させることができる。

(苦情の処理)

第38条 市長は、公害に関する苦情について、市民の相談に応じ、必要があるときは、他の関係行政機関と協力して、その適切な処理に努めなければならない。

(和解のあっせん)

第39条 市長は、公害に係る紛争が生じ、当事者から要請があった場合は、和解のあっせんをすることができる。

2 市長は、前項の規定により紛争の和解のあっせんを行う場合において、当該紛争が重要であると認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(援助)

第40条 市長は、小規模事業者が行う公害防止のための施設の整備等について、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第4節 地下水の保全

(地下水の保全)

第41条 市長及び事業者は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、地下水の枯渇、地盤沈下及び地下水の水質汚濁を防ぐなど地下水保全に努めるとともに、地下水利用の適正化を図り、もって市民の生活用水の供給を確保し、公共の福祉に寄与しなければならない。

(規制区域)

第42条 市長は、規則で定める地下水の採取を規制する区域（以下「規制区域」という。）を定めることができる。

(採取の許可)

第43条 規制区域において、井戸のうち規則で定めるものを設置又は変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は条件を付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行日において、規制区域内に井戸を設置している者は、この限りでない。

(許可の申請)

第44条 前条第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

(許可基準)

第45条 市長は、前条の規定による許可の申請が規則で定める許可基準に適合するときは、許可するものとする。

(変更の許可)

第46条 第43条第1項の規定による許可を受けた者が、許可事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(工事完了・譲渡又は廃止・休止の届出)

第47条 第43条第1項及び前条の許可を受けた者は、当該許可を受けた井戸（以下「許可井

戸」という。)の工事が完了したとき、権利を譲渡したとき、又は廃止・休止したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(許可の取消し及び撤去命令)

第48条 市長は、偽り、その他不正の手段により第43条第1項及び第46条の許可を受けた者に対して、その許可を取り消し、又は許可井戸の撤去を命ずる等必要な措置を講ずることができる。

(中止命令)

第49条 市長は、第43条第1項及び第46条の規定による許可を受けないで、地下水採取を行っている事業者に対し、当該地下水採取の中止を命ずることができる。

(報告及び立入調査)

第50条 市長は、必要な限度において地下水採取を行っている者(以下「地下水採取者」という。)から報告を求め、又は担当職員を施設に立ち入って調査を行わせることができる。

(指導及び勧告)

第51条 市長は、前条の規定による報告又は調査の結果必要があると認めたときは、地下水採取者に対し指導及び勧告を行うことができる。

(地下水の有効活用)

第52条 地下水採取者は、地下水を有効に活用するために地下水の使用を合理化し、再利用に努めるものとする。

第5節 水道水源の保護

(水道水源の保護)

第53条 市長は、良好な生活環境を確保するため、水道水源の保護に関して適切な措置をとらなければならない。

第6節 放置車両の措置

(車両の放置の禁止)

第54条 何人も、公共の場所に車両を放置してはならない。

(自転車所有者等の責務)

第55条 自転車の所有者等は、当該自転車に住所及び氏名を明記し、防犯登録を受けるよう努めなければならない。

(通報及び調査)

第56条 市長は、放置されている車両を放置車両と認めたときは、速やかに警察署へ通報するとともに、所有者等を確認するため、警察署の協力を求め調査を行うものとする。

(移動命令)

第57条 市長は、前条の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等を確認したときは、当該所有者に対し、期限を定め、当該公共の場所から当該放置車両を移動するよう命ずることができる。

(所有者等不明の場合の移動の告知等)

第58条 市長は、第56条の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等が確認できないときは、次に掲げる事項を告知する標章を当該放置車両の見やすい箇所に取り付けるものとする。

- (1) 放置車両を当該公共の場所から移動すべき旨及びその期限
- (2) 放置車両を移動しようとするときは、市長に申告すべき旨

(3) 放置車両を移動期限を経過しても移動しないときの措置

- 2 前項の規定により、放置車両の移動等の告知をされた当該放置車両の所有者等は、移動する旨市長に申告し、当該標章により告知された移動期限までに、当該公共の場所から放置車両を移動しなければならない。
- 3 何人も、第1項の規定により放置車両に取り付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、前項の規定により当該放置車両を移動した場合を除き、これを取り除いてはならない。

(放置車両の移動)

第59条 市長は、放置車両の所有者等が、第57条の規定により命令し、又は前条第1項の規定により告知したにもかかわらず、移動期限を経過したときにおいても当該放置車両を移動しないときは、あらかじめ保管場所として定めた場所に、当該放置車両を移動し保管することができる。

(引取命令)

第60条 市長は、前条の規定により移動した放置車両の所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、期限を定め当該放置車両を引き取るよう命ずることができる。

(移動等費用の徴収)

第61条 市長は、当該放置車両の移動及び保管に要した費用（以下「移動等費用」という。）の実費を所有者等から徴収することができる。

(引取りのない放置車両の処分)

第62条 市長は、第58条及び第59条の規定による措置を講じたにもかかわらず、保管する期間を経過したときにおいても引取りのない放置車両については、処分する旨をあらかじめ告示し、当該放置車両を処分することができる。

(処分による収入)

第63条 市長は、前条の規定により放置車両を処分した場合において収入があったときは、その代金を移動等の費用に充てることができる。

(放置車両の措置通知)

第64条 市長は、第58条により放置車両に標章を取り付けるとき、及び第62条の規定により放置車両を処分しようとするときは、規則で定めるところにより、当該公共の場所の管理者及び所轄の警察署長に対し、事前に通知するものとする。

第7節 自動車等のたい積保管の規制

(自動車等のたい積保管の許可)

第65条 自動車等を積み重ねて保管（以下「たい積保管」という。）しようとする者は、あらかじめ、たい積保管場所ごとに市長の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第66条 前条の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) たい積保管の目的及び事業にあっては、その事業名
- (3) たい積保管場所の所在地
- (4) たい積保管場所の面積
- (5) たい積保管の方法

(6) たい積保管の開始予定期日

(7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可基準)

第67条 市長は、前条の規定による許可の申請が規則で定める保管基準に適合するときは、許可するものとする。

(許可の有効期間)

第68条 許可の有効期間は、許可の日から起算して3年とする。ただし、再許可を妨げない。

(再許可の手続)

第69条 前条ただし書の再許可の申請については、規則で定める手続による。

(許可の条件)

第70条 市長は、第65条の規定による許可をするに当たっては、災害の防止又は良好な環境を確保するため必要な限度において条件を付することができる。

(変更の許可)

第71条 第65条の規定による許可を受けた者が、第66条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可は、第67条及び前条の規定を準用する。

(承継)

第72条 第65条の規定による許可を受けた者については、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可による者の地位を承継する。

2 前項の規定により、地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(表示板の設置)

第73条 第65条の規定による許可を受けた者は、たい積保管場所の見やすい場所に規則で定める表示板を設置しなければならない。

(改善勧告)

第74条 市長は、第65条、第71条及び第72条の規定による許可を受けた者が保管基準に違反しているときは、当該保管基準に適合するよう必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第75条 市長は、事業者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を行うことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第76条 市長は、第67条及び第72条の許可を受けた者が、偽りその他不正な手段により許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令)

第77条 市長は、第67条又は第72条の規定による許可を受けず、たい積保管をしている者に対し、当該たい積保管の中止を命ずることができる。

(原状回復命令)

第78条 市長は、第76条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定によりたい積保管の中止を命じたときは、期限を定め原状回復その他必要な措置を命ずることができる。
(廃止の届出)

第79条 第67条及び第72条の規定による許可を受けた者が、たい積保管を廃止したときは、その廃止の日から10日以内に、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、その事実を確認しなければならない。

第8節 愛がん動物の管理

(愛がん動物の飼育)

第80条 愛がん動物の飼い主は、その愛がん動物の形態、性状等に応じ、悪臭の発散の防止、病害虫の発生の予防等、衛生上の適正な管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう適正に飼育しなければならない。

(愛がん動物のふん害の防止)

第81条 飼い主は、愛がん動物を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 愛がん動物を綱、鎖等でつなぎ、制御できるようにすること。
- (2) 愛がん動物のふんを処理するための用具を携行すること。
- (3) 愛がん動物のふんにより、公共の場所並びに他人の土地建物及び工作物を汚したときは、直ちに処理すること。

(指導及び勧告)

第82条 市長は、飼い主が第80条又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導及び勧告をすることができる。

第4章 雜則

(協力要請)

第83条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長、事業者、関係団体及び関係人に対し、必要な協力を要請するものとする。

(立入調査)

第84条 市長は、前章第3節から第7節までの施行に必要な限度において、当該職員に事業区域若しくは場所又は当該事務所に立ち入り、事業の施行状況及び帳簿、書類その他の物件を調査させ、許可を受けた事業者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反事実の公表)

第85条 市長は、第78条の規定による原状回復命令等に従わなかった者について、良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第86条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に工場、事業所を新設し、又は増設している事業者又はその承継人は、この条例施行の日から3箇月間は、第32条の協議をしないでも、工事を続けることができる。
- 3 この条例の施行の際、現にたい積保管をしている者又はその承継人は、この条例の施行の日から2年間は、第65条の許可を受けないで、たい積保管をすることができる。その者が当該期間内に同条の許可の申請をした場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、この条例の施行前に、合併前の高富町美しいまちづくりに関する条例（平成12年高富町条例第33号）、伊自良村環境保全条例（平成7年伊自良村条例第30号）又は美山町良好な生活環境の確保に関する条例（平成10年美山町条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行前になされた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月19日条例第15号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日条例第14号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【はしがき】

この「逐条解説」は、条文等を解釈するに当たって、①他の法令・法規集を持参する必要がないようにするため、②他の法律・条例等を引用する際に、なるべく主觀的（恣意的）な引用とならないよう、原文（発行時時点のもの）を引用するようにしています。



山県市特定河川流域における

生活環境・自然環境保全条例 逐条解説

令和8年●月発行

編 集：山県市

発 行：山県市

岐阜県山県市高木1000番地1

〒501-2192 ☎ (0581) 22-2111 (代表)